

JOMF 派遣医師便り (2012. 09)

◆シンガポール◆ メディセーフ

シンガポール日本人会クリニック

日暮 浩実

日本には国民皆保険制度があります。納付額は各人の所得などによって決められています。一般サラリーマンの場合は給料から天引きされています。受け取れる（利用できる）額の総額は、納付額とは関連しません。これは、納付金がいわば、税金のような形をとっているからです。

さて、シンガポールにはシンガポール国民かまたは永住権保有者のみが対象のメディセーフという、システムがあります。これは、将来必要になるかもしれない医療費に当てるため、給料の一部が自動的に天引きされるシステムです。ただ、医療費全てに充当されるわけではなく、適応されるのは入院や日帰り手術で、外来治療で利用できるのは一部の疾患に限られています。

適応が限られている点は違いますが、毎月一定の額を納める（天引きされる）点においては日本の社会保険料とあまり変わりがないような気がしますが、実は大きく違う点があります。

それは、日本の社会保険料が、いわゆる税のような形をとっていて、徴収されたお金は公のものとなるのに対し、シンガポールのメディセーフはあくまでも個人のためのものであるということ、つまり、定額貯蓄預金みたいなものであるということです。

天引きされる額は年齢によってことなります（35歳未満：給与の7%、35-45歳未満：8%、45-60歳未満：9%、65歳以上：9.5%）。給料から一定の割合で引かれるので、当然高額所得者になるほど多額になります。

このお金は各人のメディセーフ口座に蓄えられ、自身や家族の緊急の入院費用に当てることが出来るようになっていきます。

メディセーフ口座には一応の上限（4万1千ドル）があり、これを超えた場合、55歳以下の方では個人の“55歳以下特別口座”に貯蓄されるようになります。また、55歳を越えている方の場合には退職口座に自動的に貯蓄されるようになります。そして一定の額が退職口座に蓄えられた場合には、個人の通常の口座に貯蓄される（つまり、この時点で事実上、天引きはなくなる）ことになっています。

55歳を越えますと、メディセーフの口座から、病気以外の理由でお金を引き出すことができるようになりますが、それでも最低3万6千ドルは口座にお金を残しておかなくてはなりません。

メディセーフが使える例

例えば入院では1日450ドル、医師の診察費用として50ドルが使えます。また入院せずに行える小手術（デイサージャリー）では1日300ドル、医師の診察費用として30ドルをメディセーフから賄うことができます。

あくまでも自身の口座にあるお金を使うことになるわけですから、患者さんはなるべく入院を短くし、医療費がかからないようにしてもらえるようにしますし、医師側もその状況はわかっていますからなるべく入院期間を短くし医療費がかからないように努めます。これですと、必ずしも良質な医療とはならないのではないかという懸念がありますが、少なくとも医療費の抑制には大きく貢献することになります。

たとえば、入院の部屋のランクにも大きな差があります。空調完備のバストイレ、居間付の個室で、担当医がつくものから、ファンだけの大部屋で、専属の担当医もつかないというものまで、設備、待遇に大きな差が出てきます。一部の高額所得者を除いて、多くの国民は安価な部屋を選ぶこととなります。

この制度では、高額の治療が必要な場合、原則として部屋のランクによる差はないとされていますが、支払いができないために、そうした医療を受けにくいという問題は避けがたいと思われれます。こうした問題を解消するためにさらにいくつかの制度がありますが、基本的な考えとして、医療はサービスであり、支払いに応じて受けられるサービスは異なるのが当然という考えが根底にあるようです。医療は貧富の差に関係なく、平等に受けられるべきであるという日本の医療になじんだ我々日本人にはなじみにくい考えですが、こうした制度が文化的に受け入れられているように感じられます。医療のあり方について考えさせられます。